石川建設工業株式会社「万葉の里風力発電事業」他1件に係る第二種事業について の判定について

平成25年6月11日 経済産業省

当省は、石川建設工業株式会社「万葉の里風力発電事業」及び「野馬追の里風力発電事業」に係る第二種事業について、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日通商産業省令第54号)」第16条第1項(第二種事業の判定の基準)の規定に掲げる要件のいずれかに該当するか確認した結果、いずれにも該当しないことから、環境影響評価法(第4条を除く)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がないと判定。本日、同法第4条第3項第2号の規定に基づき、石川建設工業株式会社に対し、その旨の通知を行った。

また、当省は同号の規定に基づき、同日付けで管轄する福島県知事宛てにも同様の通知を行った。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

第二種事業概要等の届出受理	平成25年4月26日
福島県知事意見照会	平成25年5月 1日
福島県知事意見受理	平成25年5月31日

問い合わせ先:電力安全課 田所、日野 電話03-3501-1742(直通)